

## 保育所等訪問支援事業



### 期間・頻度

受給者証に記載されている給付決定期間に支給日数の範囲内で、実際の集団生活においてお子さんの困りごとがある際に保護者からの要望を受けて、お子さんが在籍する保育所・幼稚園・こども園・学校等へ訪問します。

### 依頼方法

- ①保護者から**直接**、保育所等訪問支援事業所に訪問支援の要望をする。
- ②訪問目的と支援内容の確認をした後、お子さんが在籍する保育所・幼稚園・こども園・学校等に連絡して訪問日程の調整を行う。
- ③訪問支援を行う。